

# 刈谷市議会災害対応マニュアル

令和2年5月

愛知県刈谷市議会

## はじめに

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、全国各地で自然災害による大きな被害が発生している中、本市においても南海トラフ巨大地震や大型台風などの大規模災害の発生が懸念されている。

また、令和元年12月に中国・武漢市から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、世界保健機関（WHO）がパンデミックと表明するなど、市民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしており、自然災害に加えて、より広範囲な災害を想定する必要性が生じている。

本マニュアルは、大規模災害発生時に、刈谷市議会（以下「議会」という。）と刈谷市議会議員（以下「議員」という。）が担う役割を明確化するとともに、刈谷市（以下「市」という。）と協力・連携し、災害対応に当たるため、平成29年6月に作成し、令和2年5月に改正したものである。

### 【目次】

#### 第1章 災害時の役割と市との関係について

- 1 災害時の議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 災害時の議員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 災害時の市との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 第2章 災害時の議会对応について

- 1 想定する災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 刈谷市議会災害対策支援本部等の設置・・・・・・・・・・ 2
- 3 災害の発生時期に応じた議員の対応・・・・・・・・・・ 2
- 4 災害の発生時期に応じた議会の対応・・・・・・・・・・ 3
- 5 議員の安否確認等の連絡方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 発災から時間経過に応じた行動・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 議会の防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 刈谷市議会災害対応フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第1章 災害時の役割と市との関係について

### 1 災害時の議会の役割

議会は、市の最高意思決定機関として、大規模災害等が発生した非常時においても、議決機関としての機能を停止することなく、有効な議決ができる機能を維持しなければならない。また、災害時にあつては、市民への情報提供や、集約した被災情報等を基に市に要望・提言を行うなどの市民と行政を結びつける役割も担うものである。そのため、議会は様々な災害を想定し、それに対応する体制を整えることで、課せられた大きな役割を果たすよう努めるものである。

### 2 災害時の議員の役割

議員は、災害時にあつては、人命を第一として自身及び家族等の安全を確保しつつ、被災した市民の救援や被害の復旧のために、様々な活動を行う役割が求められている。そのため、議員は議会の機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識した上で、可能な限り各種支援活動を行う役割を担うものである。

### 3 災害時の市との関係

災害時には、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、市の危機管理課をはじめとする関係部署であり、議会は、議決機関としての役割が基本であるため、その範囲で災害に対応することとなる。

このことを踏まえ、特に災害の発災期・初動期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに懸命に従事することが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する必要がある。

その一方で、議会の役割である市政運営についての調査及び監視機能と議決機能を的確に実施するためには、正確な情報を早期に収集することが必要であり、議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

## 第2章 災害時の議会対応について

### 1 想定する災害

本マニュアルの対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 刈谷市内において震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 刈谷市内において風水害による大規模な被害が発生した場合
- (3) 刈谷市内において火災、新型インフルエンザなどの感染症、テロ行為等により、大規模な被害が発生した場合、またはそのおそれがある場合

### 2 刈谷市議会災害対策支援本部等の設置

議長は、刈谷市災害対策本部等（以下「市対策本部等」という。）の設置を確認し、これに協力する必要があると認めたときは、刈谷市議会災害対策支援本部等（以下「本部等」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。

（刈谷市議会災害対策支援本部等）

構成員	役職	主な役割
議長	本部長	・本部等事務の統括及び本部員を指揮監督する。
副議長	副本部長	・本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
会派代表者	本部役員	・本部長及び副本部長を補佐する。 ・会派所属議員への連絡、調整を行う。
その他の議員	本部員	・本部等の事務に従事する。

（議会事務局の対応）

- 1 議会事務局長は、市対策本部等の会議等に参加し、本部等からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、本部等に情報を提供する。
- 2 議会事務局職員は、本部等の事務を補助する。

### 3 災害の発生時期に応じた議員の対応

#### (1) 本会議等開会中に災害が発生した場合

- ア 自身の安全を確保する。
- イ 延会等の手続きが行われた後、被害状況を把握するため、帰宅する。
- ウ 常時、連絡体制を確保し、連絡先、活動場所を事務局に連絡する。
- エ 議長（本部長）からの指示があるまでは、状況に応じ、各種支援活動や被災情報等の収集を行う。

#### (2) 活動時間外（会期中夜間・休会中）に災害が発生した場合

- ア 本人及び家族等の安全を確保する。
- イ 議会事務局へ安否等の連絡をするとともに、連絡体制を確保する。
- ウ 状況に応じ、本会議等に出席し延会等の手続きを行う。
- エ 議長（本部長）からの指示があるまでは、状況に応じ、各種支援活動や被災情報等の収集を行う。

#### (3) 活動時間外（閉会中）に災害が発生した場合

- ア 本人及び家族等の安全を確保する。
- イ 議会事務局へ安否等の連絡をするとともに、連絡体制を確保する。
- ウ 議長（本部長）からの指示があるまでは、状況に応じ、各種支援活動や被災情報等の収集を行う。

### 4 災害の発生時期に応じた議会の対応

#### (1) 本会議等開会中に災害が発生した場合

- ア 議長（本部長）は、災害の発生を感知した場合、休憩し対応を協議する（状況に応じて議会運営委員会を開催）。
- イ 状況に応じ、本会議等における延会等の手続きを行う。
- ウ 議長（本部長）及び副議長（副本部長）は、市対策本部等及び議会事務局と連携・情報共有し、今後の対応方針を検討する。

#### (2) 活動時間外（会期中夜間・休会中）に災害が発生した場合

- ア 議員の安否確認を行う。
- イ 議長（本部長）及び副議長（副本部長）は、市対策本部等及び議会事務局と連携・情報共有し、今後の対応方針を検討する。
- ウ 状況に応じ、本会議等における延会等の手続きを行う。

(3) 活動時間外（閉会中）に災害が発生した場合

- ア 議員の安否確認を行う。
- イ 議長（本部長）及び副議長（副本部長）は、市対策本部等及び議会事務局と連携・情報共有し、今後の対応方針を検討する。

## 5 議員の安否確認等の連絡方法

(1) 連絡方法の優先順位については、次のとおりとする。

- ア メール（gikai@city.kariya.lg.jp）
- イ 災害用伝言板（web171）
- ウ FAX（0566-25-1111）
- エ 固定電話（0566-62-1032）
- オ 上記のア～エ使用不能時は避難所の防災無線

(2) 連絡事項については、次のとおりとする。

- ア 本人の安否状況
- イ 現在の居場所
- ウ 連絡先（連絡方法を決める）
- エ その他（特記すべき内容がある場合）

## 6 発災から時間経過に応じた行動

時間経過	議会及び本部等の行動	議員の行動
発災期 〔発災～1日〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議員の安否確認</li> <li>■ 正副議長と連携・情報共有し、今後の対応方針を検討</li> <li>■ 議員及び市対策本部等との連携・情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本人及び家族等の安全確保</li> <li>■ 本人の安否等を議会事務局へ連絡</li> <li>■ 連絡体制の確保</li> <li>■ 各種支援活動</li> <li>■ 被災情報等の収集</li> </ul>
初動期 初期対応時 〔発災後 1日～3日〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本部等の設置</li> <li>■ 議員及び市対策本部等との連携・情報共有</li> <li>■ 市対策本部等への要望・提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本部等からの指示に従い行動</li> <li>■ 本部等との連携・情報共有</li> <li>■ 各種支援活動</li> <li>■ 被災情報等の収集</li> </ul>
中期 対応決定 まで 〔発災後 4日～7日〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要に応じ、議会運営委員会の開催</li> <li>■ 議員及び市対策本部等との連携・情報共有</li> <li>■ 市対策本部等への要望・提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本部等からの指示に従い行動</li> <li>■ 議会運営委員会への出席</li> <li>■ 本部等との連携・情報共有</li> <li>■ 各種支援活動</li> <li>■ 被災情報等の収集</li> </ul>

<p>後 期 対応決定後 〔 発災後 〕 〔 8日～ 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要に応じ、本会議・臨時会の開催</li> <li>■ 市民に対し、ホームページ等で災害関連活動を報告</li> <li>■ 国や県等に対し、復旧・復興に関する要望を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本部等からの指示に従い行動</li> <li>■ 本会議・臨時会への出席</li> <li>■ 本部等との連携・情報共有</li> <li>■ 各種支援活動</li> <li>■ 被災情報等の収集</li> </ul>
--	---	--

備考 時間経過における日数設定は目安とする。

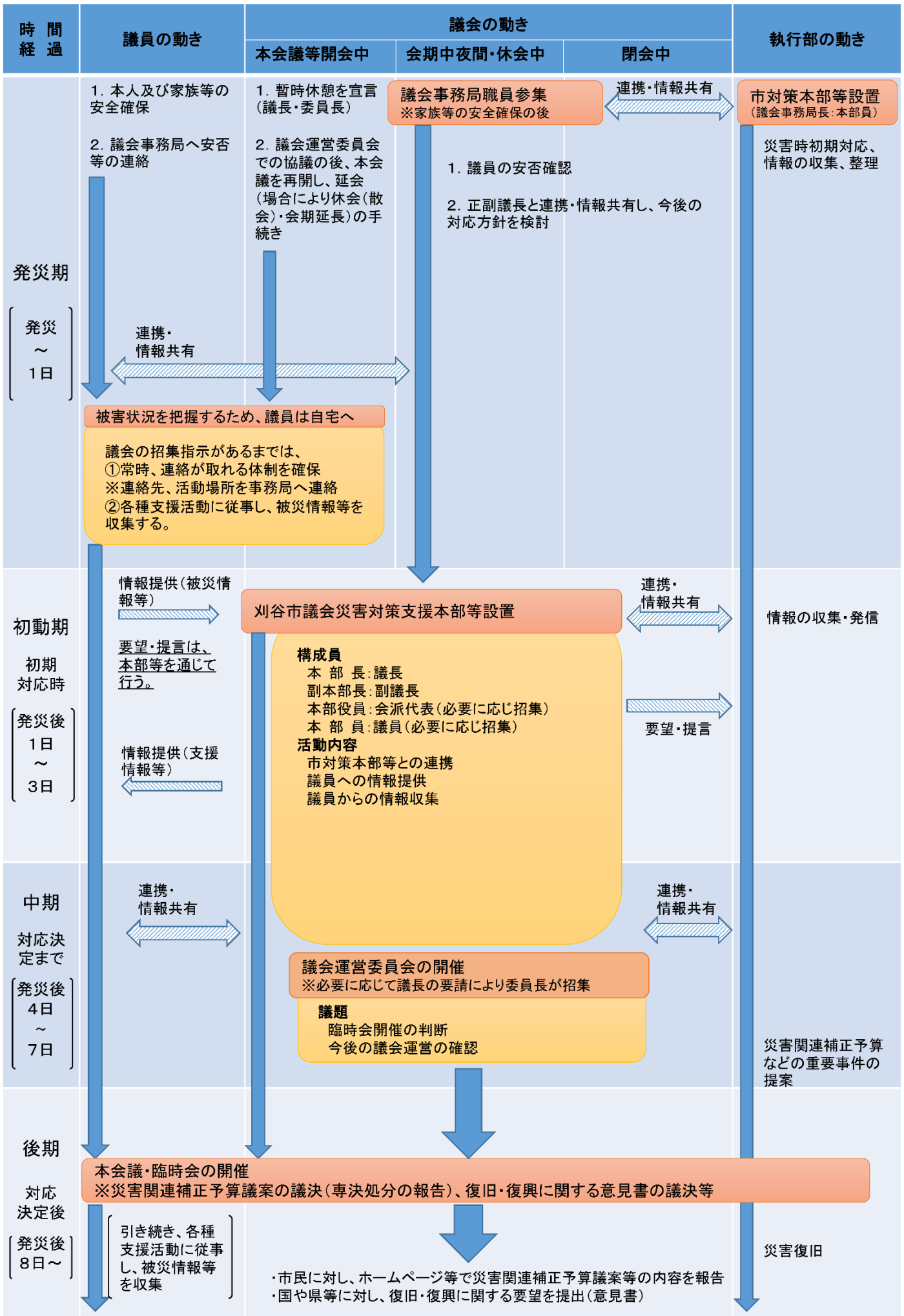
## 7 議会の防災訓練

災害発生時に、議員及び議会事務局職員が、本マニュアルに沿って的確かつ迅速に行動できるようにするため、また、マニュアルの内容を点検し、より実行性を高めるため、議員及び議会事務局職員を対象とした防災訓練を以下のとおり実施することとする。

- (1) メール返信訓練及び避難訓練を毎年実施する。
- (2) その他の訓練を適宜実施する。

# 8 刈谷市議会災害対応フロー図

※震度5弱以上及び風水害等による大規模な被害が発生した場合



備考 時間経過における日数設定は目安とする。